

## 有識者議員懇談会 議事概要

- 日 時 平成 23 年 12 月 13 日（火）14:00～15:46
- 場 所 合同庁舎 4 号館第 2 特別会議室
  
- 出席者 相澤議員、本庶議員、奥村議員、白石議員、青木議員、中鉢議員、  
泉統括官、梶田審議官、吉川審議官、大石審議官
  
- 議事概要

### 議題 1. 動物愛護管理の制度の見直しについて

<環境省 西山動物愛護管理室長より説明>

- 相澤議員 ただいまご説明を伺った範囲ですと、特に問題なしという考え方でよろしいのか、あるいは、これからさらに検討が進んで、付記されている意見が絞られて、こういうところが問題であるから、こういう対処をしなければいけないというふうに議論が進むのを待つという形なのか。そのあたりのところをちょっとご説明いただければと思います。
- 西山環境省動物愛護管理室長 当初は小委員会の報告書としてなるべく方向性をそれぞれの課題について出していきたいと思っていたのですけれども、幾つかの課題については完全に小委員会の中で意見が分かれているという状況にありまして、実験動物についてもそのうちのひとつでございます。パブリックコメントの結果を見ながら、今以上にまとめられる部分があればそちらの方向への努力はしていただくことになるとは思いますけれども、最終的に今とほとんど変わらない形で小委員会としては両論が書かれた報告書となる可能性があります。そうするとそれをそのままの形で各党に提示するということとなります。
- 本庶議員 これは両論併記なのですが、ロジックが全くないのですね。つまり、11 ページの 5. のところであって、片方は十分に各省の仕組みが働いていると。そうでないというのは、一部にそういう懸念もある。それから、事故と災害時、そういう危険があると。それが実際にどのくらいリスクが想定されるのか、そういうことが何も書いていなくて極めて抽象的な表現ですね。その裏のところは、実験動物業者を登録対象に含めるかどうかということですが、これもほとんどロジックがなくて、あるいは実態調査のデータとか、こういう問題があるからこういうことが必要だということが何もなくて、誰かが思いつきで言ってもこうなるわけですよ。こういうことが行政として行われるというのは私には少し信じがたい。  
つまり、これによってもたらされる影響、実験動物を実施する研究室なりそういう施設を全部登録制にしていって、それをウォッチするとなると、もちろん経費もかかりますし、それを実効たらしめるための仕組みも要る。それによってきたる一方の弊害と言いますか、そういうことのアセスメントも全くなしにパブリックコメントにかけられ、

今度はまたそれを議員立法に投げると。これは行政としては考えが余りにも整理されていないと。これで法律になるとすると非常に困った問題が起こりはしないかということに危惧いたします。

○相澤議員　ただいまの点はいかがですか。

○西山環境省動物愛護管理室長　今回の小委員会では、基本的に事務局は議論の誘導もせず、意見も出さず、動物愛護にかかわる各分野を代表する方々の議論にお任せするという方針でやってまいりまして、今おっしゃられたことは小委員会の中でも意見として出されています。浦野委員あるいは鍵山先生のほうからも出されておりますし、ここに書いていないこと、今も出ました実際に管理ができるのかどうか、自治体が管理することになるのですけれども、自治体の体制、それから専門性等が非常に不安であるというご意見も出された上で、小委員会の委員長の明らかに事実と違うことは直したり落としたりするけれども、それ以外は基本的に出了意見を書くのだという方針でまとめたのがこれまでのところでございます。

○相澤議員　この会の各議員はどう受け止めてよろしいのかということにちょっと戸惑われているのではないかと思います。そういたしますと、きょうご説明いただいたことがすべてであって、パブリックコメントの部分を少し反映するところがあるかもしれないけれども、これがそのまま党のほうに送られるという状況なのですね。

本日我々はどういう立場で、何かコメントをすべき立場なのか、あるいは、こういう進行状況であるということをおもとして受け止めておけばよろしいのかどうかというところが定かではないので、その辺のところもちょっと明らかにしていただければと思います。

○西山環境省動物愛護管理室長　今後の流れは、お話したとおり、ここまでの議論をまとめたのがこの文章で、それをパブリックコメントにかけます。その結果も踏まえて、12月21日を予定しておりますけれども、もう一度小委員会を開催して、実験動物だけではなく、すべての項目についてさらに方向性を見出せるものは見出して、どうしても最後まで意見が分かれるところはそういう形で残ると。21日にまとまり切れなければ、予備日として27日も予定しておりますけれども、年内には小委員会としての報告書はまとめた。その最終的な報告書が各党に示されることとなりますので、この形そのものではないと思うのですが、この形からなるべく方向性を探ったものが報告書になる予定です。

○奥村議員　私も今の質問に近いのですが、11ページを拝見していると、例えば実験動物を取り扱っている施設が日本で幾つあって、ここに指摘されているように情報開示が進んでいない、あるいは、ガイドラインが適用されていない施設が幾つあるのかと、そういう数字はどこか後ろのほうの資料に載っているのでしょうか。どの程度のことを検討されているのか、つまり変える必然性みたいなものが要すると思うのですよ、法律を改正する。

○環境省　資料の17ページに指針の策定状況とか施設内での基準の認知度についてアンケートをした結果が載っております。一部につきましては策定していない施設が見られるという状況になっております。

○奥村議員　これを拝見しますと、例えば公益法人あるいは検査・分析会社は半年以内に策定も予定していないというのが非常に多いようですけれども、こういうことで自主管理の促進というか、策定したらどうですかという指導をされてきたのですか。

○西山環境省動物愛護管理室長　環境省の立場というか、動物愛護管理法としては大本を示す基準の方向性を示す立場にあって、17年の改正のときに法律に配慮事項が盛り込まれて、動愛法に基づく基準をつくって、3省庁での基本指針と学術会議のガイドラインができたということで、それぞれの傘下にあると言いますか、関係する研究施設がそれぞれの基準、ガイドラインに従っていただいているということになります。それぞれの傘下にあるところは指導がされているという説明が小委員会の中でもありましたけれども、そこから漏れているところがあるのではないかとか、事実上実験動物をやっている小さなところが把握し切れていないのではないかとご意見はいただいています。

○本庶議員　この別添6は環境省でアンケート調査をされたと。それは3月の震災のころにおやりになって回答率は非常に悪い、ごく一部ですよ。一方で、その後の文科省等々からの実態調査とはかなりの乖離があると私は思っているのですけれども、その大本の憲法みたいなものをおつくりになるということであるならば、実際の業務に当たっている規制担当省庁との協力関係を構築されなければいけないわけですから、そこからの具体的なデータ、厚労省なら厚労省、文科省、経産省からのデータをきちっと吸い上げて現状分析ということがないと、いたずらに規制をするとコストもかかるし、大して意味がないどころか、実験等々にかえて負担をかけ、いわゆるライフイノベーション等々の推進に逆向きになるということがないのかどうか。やはり慎重な検討が要るのではないでしょう。

○西山環境省動物愛護管理室長　関係する府省からも自主管理はしっかりできているというふうなご意見、ご説明もいただいておりますので、引き続きそちらともご相談しながら進めたいと思います。

○相澤議員　これ以上の議論は難しいのではないかと思いますので、本日のところは検討状況を伺ったと。そこについて、こういうところはもう少し明確にするべきではなかろうかという意見が幾つか出てまいりましたので、それを反映していただくというような段階でよろしいでしょうか。それ以上のものが私どもに求められている状況なのかどうかを伺いたいのですが。今のような意見のやりとりでよろしいですか。

○西山環境省動物愛護管理室長　はい。

○相澤議員　それでは、ただいまの件は検討状況を伺ったということで、それについて幾つかの意見が出されたというところにさせていただきます。

それでは、ただいまの件は以上とさせていただきます。

どうもご説明ありがとうございました。

(以 上)